

はじめに

国では、海岸の防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸保全を進めていくため、平成11年に海岸法を一部改正し、新たに「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が法目的に加えられ、さらに平成26年の一部改正では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の契機とする、「津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進」などが加えられました。

さらに、平成27年の水防法の一部改正により、高潮浸水想定区域図の公表や高潮浸水想定区域の指定等の制度が創設されています。

徳島県では、改正された海岸法により、「海岸保全基本方針」の理念に基づき、「海岸保全基本計画」を策定し、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指しています。

自然と人が息づく、阿波の海岸づくり

